

個人番号の下4桁をご確認ください！

「資格情報のお知らせ」に記載されている個人番号の下4桁とマイナンバーカードの裏面に記載されている個人番号の下4桁に相違がないか、ご確認ください。

※ 「資格情報のお知らせ」に記載されている個人番号の下4桁が異なっていた場合は、健康保険組合へご連絡ください。

なぜ「資格情報のお知らせ」に個人番号の下4桁が印字されているの？

既に、お届けいただいている個人番号のさらなる正確性を期するため、今一度ご確認いただき、安心してマイナ保険証をご利用いただくことを目的としております。

注) マイナ保険証とは、健康保険証の機能が追加されたマイナンバーカードのことです。

「資格情報のお知らせ」は、どのように利用するのですか？

2024年12月2日以降、現行の健康保険証は発行できなくなります。2024年12月1日以前に発行された健康保険証は経過措置として2025年12月1日まで使用することができますが、過渡期においてはオンライン資格確認ができない医療機関等でマイナ保険証を提示した際に、健保組合名や記号、番号等がわからぬいため、マイナ保険証と合わせて当該医療機関等の窓口に提示いただくものです。

注) 「資格情報のお知らせ」は、健康保険証を代替するものではないため、これだけを提示して保険診療を受けることはできません。

オンライン資格確認ができる医療機関等



マイナ保険証（マイナンバーカード）

オンライン資格確認システムの利用環境が構築されており、正常に稼働していれば、マイナ保険証のみで受診することができます。

資格情報のお知らせ（イメージ）

資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	0000	番号	00000000	(枝番)	00
氏名	○○○○○○				
別称	○○○○○○				
負担割合	***				
資格取得年月日	令和〇年〇月〇日				
保険者名	○○○○○○				

現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は次のとおりですのでご確認ください。（12桁のうち4桁のみ表示）
表示されている下4桁の数字が、ご自分の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。



マイナンバーカード裏面（イメージ）



2024年12月2日以降、現行の健康保険証は発行できなくなります。2024年12月1日以前に発行された健康保険証は経過措置として2025年12月1日まで使用することができますが、過渡期においてはオンライン資格確認ができない医療機関等でマイナ保険証を提示した際に、健保組合名や記号、番号等がわからぬいため、マイナ保険証と合わせて当該医療機関等の窓口に提示いただくものです。

注) 「資格情報のお知らせ」は、健康保険証を代替するものではないため、これだけを提示して保険診療を受けることはできません。

オンライン資格確認ができる医療機関等



マイナ保険証（マイナンバーカード）

オンライン資格確認システムの利用環境が構築されており、正常に稼働していれば、マイナ保険証のみで受診することができます。

オンライン資格確認ができる環境がない医療機関等



マイナ保険証（マイナンバーカード）

両方が
必要です！



資格情報のお知らせ

※ マイナンバーカードをマイナ保険証として利用するためには、事前の利用手続き（紐づけ）が必要です。

※ 機器や回線のトラブルでオンライン資格確認ができない場合も含みます。

よくある質問 & 回答

Q1. 2024年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が廃止されると、医療機関等を受診したい場合、何がどのように変わるのでですか？

A1. 2024年12月1日以前に発行された健康保険証は最長1年間有効とする経過措置が取られます。ただ、現行は、勤務先や居住地が変わることにより健康保険証が変わるほか、75歳に達した際には、後期高齢者医療制度に基づく医療保険に加入することとなり、この場合も健康保険証が変わります。現在は、転職や異動等により新しい健康保険証が発行されていますが、2024年12月2日以降はこうした転職や異動等があった時点でこの経過措置は終了します。

2024年12月2日以降は、現行の健康保険証を発行することが出来なくなりますので、その時点で、皆様は原則としてマイナ保険証の利用に切り替えて頂くことが必要です。

Q2. マイナ保険証の利用によってどんな医療制度の改善を目指しているのですか。

A2. マイナ保険証をご利用いただると、皆様は医療機関・薬局等での診療情報や薬剤情報、特定健診の結果情報、あるいはまた医療機関等に支払った医療費の情報を「マイナポータル」で確認することができます。

また、医療機関や薬局は皆様の同意に基づいて診療情報や薬剤情報、特定健診の結果情報を閲覧することができます。

政府はこれらの情報に加えて、医療機関のカルテ情報や自治体の予防接種実施状況、介護認定情報などをデジタル化し、利用者や医療機関等が互いに閲覧、共有できる全国的なプラットフォームを作ることを目指しています。

Q3. マイナ保険証を利用すると、どんなメリットがあるのですか。

A3.

- 患者と医療関係者が診療情報や薬剤情報を共有することができるようになり、より正確な良い医療を受けることができます。
- 投薬の重複を避けることができ、過剰投与の防止に繋がります。
- 窓口での支払いが高額になる場合に、「限度額適用認定証」を提示しなくて もオンライン資格確認システムを通じて医療機関等が自己負担限度額を確認することができ、皆様は上限額を超えた部分の支払いを免除され、実負担が軽減されます。
- マイナ保険証ならば、転職や異動後も継続して利用することができます。

注) 健保組合、協会健保、国保等への加入の届出は必要です。

※マイナポータルにログインすることで自身の資格情報の履歴についても確認することができます。